

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は係員にご請求ください。

この旅行は東急観光株式会社ストリーミン事業部東京支店（東京都目黒区東山3-8-1/国土交通大臣登録旅行業第38号）（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の申込書の提出とお1人様につき下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、当社は電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と申込金を提出していただきます。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(4) 未成年の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。

旅行代金	15万円未満	15万円以上	30万円以上
お申込金	¥20,000以上	30,000円以上	50,000円以上

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、渡航手続

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得等はお客様の責任で行なってください。

4、海外危険情報・保険衛生情報

渡航先の「海外危険情報」は、外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>で、また衛生状況については、厚生労働省検疫所海外渡航者のための感染症情報：<http://www.forth.go.jp/>でご確認いただけます。

5、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

- (1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金〔この運賃・料金には付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様。）を含みません。〕(2) 宿泊料金および税・サービス料金（特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)(3) 食事料金および観光料金（バス等の料金、ガイド料金、入場料金等)(4) 手荷物運搬料金(6) 団体行動中のチップ(5) 添乗員同行コースの添乗員同行費用*上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

6、旅行代金に含まれないもの

第5項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(2) クリーニング代、電話料、ホテルの従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用(3) 渡航手続諸経費（旅券・査証の取得費用、予防接種料金および渡航手続料金等)(4) 運送機関の課す付加運賃・料金(5) 各国空港税・出国税およびこれに類する諸税(6) 日本国内の空港施設使用料(7) ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等(7) お一人部屋追加代金(8) オプションツアーの代金、等

7、旅行内容・旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によら

ない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

8、旅行契約の解除

- (1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

◆「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日までをいいます。◆ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

- (2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日前にあたる日より前までに、またピーク時以外に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

9、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行するコースにあつては添乗員が、また添乗員が同行しない旅行にあつては現地係員が、旅程管理業務その他当社が必要と認める業務を行います。

10、当社の責任および免責事項

- (1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地的滞り時間の縮短

11、旅程保証

- (1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

- ①旅行開始日または旅行終了日 ②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類または会社名 ⑤本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更 ⑥直行便から乗継便または経由便への変更 ⑦宿泊機関の種類または名称 ⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑨前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

- ①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

- ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

12、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金2,500万円、入院見舞金4~40万円、通院見舞金2~10万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

13、お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社、手配代行者または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

14、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見やご感想提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用していただくことがあります。(2) 当社は、お客様のお買い物等の便宜をはかるため、申込み時に提供を受けた個人情報を土産物店に提供することがあります。不都合のある場合は、出発前までにお申し出ください。

15、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料としてお1人様1万円をいただきます。

16、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。(2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。(3) この旅行条件・旅行代金は平成17年4月1日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 国土交通大臣登録旅行業第38号

東急観光



ストリーミン事業部東京支店

東京都目黒区東山3-8-1

電話番号:03-5768-7140 F A X番号:03-5768-7119

(社) 日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者: 古屋孝一、根本健一郎

中尾和広、武井正昭

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。